

令和8年度 島根県公立学校育休任期付学校事務職員及び臨時的任用学校事務職員の募集

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上に資するため、学校等に勤務する育休任期付学校事務職員及び臨時的任用学校事務職員（以下「臨時的任用学校事務職員等」という。）の志願者を広く募集しています。

1 対象者

- 育休任期付学校事務職員は、昭和41年4月2日以降に生まれた者
- 令和8年度暫定再任用教職員選考対象者（昭和36年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた者）については、原則として短期補充での任用となります。

2 募集内容

職 種	職 務 内 容
学校事務職員	総務・給与・財務・福利厚生等の学校事務一般

3 勤務条件（給料等） ※令和7年度実績（令和7年4月1日時点）

(1) 育休任期付学校事務職員

- 任用期間： 育児休業する職員が請求した期間を限度とします。（育児休業が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：18歳の高等学校新卒者にあつては約184千円）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
なお、任用期間によっては昇給することもあります。
- 社会保険等： 任用の日から公立学校共済組合及び島根県教職員互助会に加入します。

(2) 臨時的任用学校事務職員

- 任用期間： 1年以内に限られます。
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：18歳の高等学校新卒者にあつては約184千円。なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、約192千円。）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
- 社会保険等： 原則、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。

4 志願申込方法および提出書類等

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、専用申込システムでのみ受け付けます。以下のURLやQRコードをご活用ください。

- 学校企画課ホームページURL

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

- しまねの先生ナビ

<https://www.shimane-kyoinsaiyo.com/exam/instructor/>

- 専用申込システム エントリー（事前登録）ページ

https://job.axol.jp/qd/s/shimane_gakkokikaku_26/entry_2802200008/

しまねの先生ナビ



専用申込システム



(1) 添付書類

志願申込の際に、次の表に示す書類の電子データを添付してください。なお、添付書類を郵送などで提出することもできますが、その場合には、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

添付書類	留意事項
写真	・令和7年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のもの（推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5×3.5 の比率）を添付すること。 ・郵送する場合は、縦 4.5cm×横 3.5cm の写真（裏面に氏名を記入したもの）とすること。
経歴調査表	・様式をダウンロードし、作成すること。（手書き作成可） ・過去に経歴調査表を作成したことがある場合には、その際に作成したデータを修正して作成しても構わない。

(2) 志願申込及び添付書類提出期限

育休任期付学校事務職員：令和7年10月31日（金）

臨時的任用学校事務職員：随時

※ 臨時的任用学校事務職員の申込について、令和8年度当初（令和8年4月）からの任用を希望する場合は令和7年11月20日（木）までに志願申込及び添付書類の提出をお願いします。

5 採用手続

- 島根県公立学校臨時的任用学校事務職員志願者名簿登載後、県教育委員会が採用しようとする方にのみ電話で事前に連絡します。
- 育休任期付学校事務職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。
面接試験：令和7年11月29日（土）、30日（日）

6 問合せ先

- 島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1 電 話 (0852)60-0766
- 松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電 話 (0852)32-5766
- 出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電 話 (0853)30-5677
- 浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電 話 (0855)29-5701
- 益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電 話 (0856)31-9675
- 隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電 話 (08512)2-9771